

品川区勉強合宿負担金支給要綱

制定 平成 23 年 6 月 1 日 教育長決定 要綱第 12 号
改正 平成 26 年 6 月 18 日 教育長決定 要綱第 8 号
改正 平成 28 年 3 月 31 日 教育次長決定 要綱第 41 号
改正 平成 29 年 6 月 1 日 教育長決定 要綱第 16 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、勉強合宿（以下「合宿」という。）の費用について、経済的理由により負担困難な生徒の保護者に対して、費用の一部（以下「負担金」という。）を支給することで、本事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(支給対象者)

第 2 条 負担金の支給対象者は、品川区立中学校および義務教育学校（以下「中学校等」という。）に在籍する生徒の保護者で、合宿実施前までに負担金の支給の申請をしたものとする。

(負担金の受給申請)

第 3 条 負担金の受給を受けようとする者は、あらかじめ申請書を提出しなければならない。

(受給者の決定)

第 4 条 教育委員会は、負担金の申請があったときは、当該申請者が品川区就学援助費支給要綱（平成 23 年品川区教育委員会要綱第 6 号）第 2 条各号に該当する者である場合は受給者として決定する。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、他の区市町村から中学校等に通学している者であって、住所地において学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条に基づく就学援助を受けるものから負担金の申請があったときは、受給者として決定する。

(決定の通知)

第 5 条 教育委員会は、前条の結果を、負担金支給決定通知書により、申請者へ通知しなければならない。

(負担金の支給方法)

第 6 条 負担金は受給者が指定する金融機関に設けている預金口座に振込むこととする。

(負担金の額)

第 7 条 負担金については、別途定める就学援助費単価表の夏季施設参加費の単価（以下「単価」という。）を準用する。ただし、単価より実際の費用が下回った場合は実際の費用を限度とする。

(支給決定の取消し)

第8条 教育委員会は、負担金の受給者が合宿実施までに第4条に規定する受給者の要件に該当しなくなった場合、負担金支給の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により、負担金受給の決定を取消した場合における負担金の取扱いについては別途定める。

(委任)

第9条 この要綱の施行について、必要な事項は、教育次長が別に定める。